

公示番号：160761

国名：タイ

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名：地域ブランド創造コミュニティ開発プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年11月上旬から2016年12月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.57M/M、合計 1.07M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	17日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月19日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報 >調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年11月1日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	8点
②業務実施上のバックアップ体制等	2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	50点
②対象国又は同類似地域での業務経験	9点
③語学力	18点
④その他学位、資格等	13点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	タイ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

1980年代後半から急速に経済成長を遂げたタイは2012年に中進国入りを果たし、その後も堅調な経済成長を続けている。一方、経済発展が加速する中でジニ係数は未だに0.39（世銀2012年）、また絶対的な貧困人口は減少しつつあるものの、都市部の貧困人口が7.7%であるのに対し農村部では13.9%（世銀2013年）であり、近年は特に都市・農村部の地域格差の是正が課題となってきた。このことからタイ政府は地方開発、農村の自主自立、伝統の知恵の維持を目的として、2001年より日本の一村一品運動(One Village One Product)をモデルにした、OTOP運動(One Tambon One Product)を行い、農村部における生産活動・経済活動の活性化に注力してきた。

OTOP運動によって地域の特性を活かした主要製品は生産されるようになってきたものの、地域住民の販売・マーケティング能力は十分とはいえず、また住民による地域への誇りや自信の醸成には至らなかった。かかる状況の中、JICAは2012年5月より2015年3月までの約3年間、「スリン県におけるコミュニティ・キャパシティ開発による地方開発プロジェクト（草の根技術協力）」を実施し、「分散体験型見本市(D-HOPE: Decentralized Hands-On Program Exhibition Approach)」の手法を導入したプロジェクト実施により、住民間の良好なネットワークを築きつつ、地域住民としての地域への誇りや自信の醸成を促しながら、地域コミュニティによる多様な商品・サービス提供を行う能力を強化した。

スリン県での成果を受け、タイ政府は全国のOTOP事業のより効果的な実施のため、D-HOPE手法を他8県へ展開するべく、「タイ国地域ブランド創造コミュニティ開発プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）への支援を要請した。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに関する計画枠組み、及び実施体制等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクト実施のための合意文書(M/M)の締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的として実施するものである。

なお、対象地域についてはタイ側の意向や予算措置、実施可能性等を今回の調査期間中に協議した上で選定等を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握のうえ、他の業務従事者や調査団員として派遣されるJICA職員と協議しつつ、担当分野に係る協力計画の策定のために必要な以下の調査を行う。なお、本業務従事者は、他の業務従事者や調査団員の作成した報告書を併せ、詳細計画策定調査報告書（案）全体のとりまとめにも協力する。

特に本件においては、行政側及び商品・サービスの提供者らによる主体的な参加型

評価を行うと同時に、事業による成果を量的指標（特に貨幣価値に換算可能なもの）を以て示すことを目指す。よって、本業務従事者は質的評価と量的評価の双方の視点からプロジェクトの組み立て及びPDMの指標案の提案を行うこと。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2016年11月上旬）

- ①要請背景及び内容を把握（要請書や関連報告書等による情報収集や分析）のうえ、現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ②JICAの類似案件の成果、課題、教訓を把握する。
- ③既往資料を活用しつつ、タイの地方開発の状況、OTOP概況、推定される技術協力のニーズについて確認し、整理する。
- ④タイ側関係機関等に対する質問票案（英文）の担当分野関連部分を作成する。
- ⑤プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案及びPO（Plan of Operation）案の検討に協力する。
- ⑥調査団打ち合わせ及び対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間（2016年11月中旬～12月上旬）

- ①JICAタイ事務所との打合せに参加する。
- ②タイ側プロジェクト関係者に対して、関連する政策や計画、それらにおける本プロジェクトの位置づけ、想定する成果、活動、プロジェクト候補地及びその実施機関の体制・能力に関して確認を行う。特に以下の情報及び資料を収集し、現状を把握する。
 - ア) タイの開発政策における地方開発事業の概況、OTOP事業の位置づけ
 - イ) タイ全県におけるOTOP事業の実績、課題（一部3県程度の訪問を含む）
 - ウ) スリン県における分散体験型見本市手法導入後の実績、課題
 - エ) タイ農村部におけるジェンダー、社会的弱者の課題と本事業による貢献の在り方
 - オ) 分散体験型見本市手法導入のための中央、地方におけるあるべき実施体制
- ③事前に先方政府へ配布した質問票の回答を回収し、結果の分析を行う。
- ④調査団及びタイ側関係機関と協議の上、PDM（最終案）（英文・和文）、PO（最終案）（英文）、M/M（案）（英文）の作成に協力する。この際、PDMの因果関係のロジックを正しく理解した上で、質的・量的の双方からの指標を提案することが求められる。
- ⑤タイ側関係機関との協議で合意された内容に基づき、R/D（案）（英文）の作成に協力する。
- ⑥国内準備並びに現地調査で得られた結果を基に、評価5項目の観点から評価を行う。
- ⑦担当分野に係る現地調査結果をJICAタイ事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2016年12月上旬～12月下旬）

- ①事業事前評価表（案）（和文、英文）の作成に協力する。
- ②帰国報告会、国内打ち合わせに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)とし、電子データをもって提出することとする。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)
- (2) 事業事前評価表(案)(和文、英文)
- (3) 面談記録
- (4) 収集資料一式

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ(見積書に計上して下さい)。
航空経路は、日本⇒タイ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年11月16日～2016年12月2日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括(JICA)
- イ) 地域開発/地場産業振興(JICA)
- ウ) 分散体験型見本市手法(JICA)
- エ) 協力企画(JICA)
- オ) 評価分析(本コンサルタント)

③便宜供与内容

JICAタイ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎
あり

イ) 宿舎手配
あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供(JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳・翻訳傭上

必要に応じて英語⇔タイ語の通訳・翻訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 職員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

①分散体験型見本市 (D-HOPE) アプローチについて

<https://www.youtube.com/watch?v=UEx0Ye60R74>

スリン県におけるコミュニティ・キャパシティ開発による地方開発プロジェクト基本情報

<http://gwweb.jica.go.jp/KM/ProjectView.nsf/1751c21d3ce7d90a49256bf300087d04/3a8c1ec6a59f3e47492579e50079f343?OpenDocument>

②本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム (rdga1@jica.go.jp 配布担当：廣瀬) にて配布します。

- ・本プロジェクトに係るタイ政府からの要請書
- ・スリン県におけるコミュニティ・キャパシティ開発による地方開発プロジェクト業務完了報告書
- ・スリン県におけるコミュニティ・キャパシティ開発による地方開発プロジェクト終了時評価表

(3) その他

① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地業務に先立ち外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、在タイ日本大使館及び同事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、在タイ日本大使館及び同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上